

開 発 地 給 水 申 請 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

開発地に対する給水を受けたいので、東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱第6条の規定により、水道施設の計画施行を申請します。

なお、申請者は、これに要する経費（開発地配水設備金、工事負担金、事務関連費、設備管理負担金及び設計業務委託費）を負担し、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の指示に従います。

- | | | | |
|------------------|---|---|---|
| 1 宅地造成工事着手予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 宅地造成工事完了予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 給 水 必 要 時 期 | 年 | 月 | 日 |
| 4 配水管布設工事施主施行の意思 | | | |

5 宅地造成行為に関する給排水関係事項

開発事業施行者	
施行場所	
事業の目的及び内容	
開発面積	総面積 m^2 (有効宅地面積 m^2) 公共用地 m^2 宅地区画数 区画 (戸数 戸) 人口 人
開発地の地盤高	基準+ m 最高+ m
給水方法	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21条）に規定する方法による。
消防水利	防火水槽 場所 消火栓 基
給水工事の 施行方法	
添付書類	位置図、計画平面図、求積図、公図及び開発地造成許可書の写し
備考 (地下埋設物等)	

注 1 住宅地等の開発及び造成を数次に分けて施工する場合において、給水必要時期及び宅地造成行為に関する給排水関係事項を記入するときは、全体施工と分割施工を明確に区分すること。

2 宅地造成行為に関する給排水関係事項を記入する場合は、次に掲げることに注意すること。

- (1) 開発地に高層アパート・マンション等の計画のあるものについては、戸数、階数、棟数等の内容を詳しく記入すること。
- (2) 公共用地については、その内容を記入すること。
- (3) 備考欄には、道路部分の地下埋設物等（污水管、ガス管等）について記入すること。

東広島 第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長

開発地給水申請について（回答）

年 月 日付けで申請の開発地に対する給水については、東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、この回答の内容を承諾したときは、開発地給水についての請書を提出した後、水道施設の施工等に関する契約を締結すると同時に開発地配水設備金を納入するとともに、所長が指定する日までに工事負担金等を納入してください。

- 1 給水申請場所
- 2 給水時期
- 3 給水量
- 4 給水方法
- 5 負担金

年 月
m³/日
総 額 円

（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

（開発地配水設備金 円）

（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

（工事負担金等 円）

（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

6 負担金の精算

負担金は、工事完了後精算し、精算によって過不足が生じた場合は、還付し、又は追加して負担すること。

7 工事の計画、設計及び施行

工事の設計にあつては、広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）が別に定める業務特記仕様書に基づき行い、設計協議については、契約の締

結後に行うものとする。なお、設計業者は広島県水道広域連合企業団の入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務が登録された業者であって、配水管布設測量設計業務の実績を有するものとし、配水管布設測量設計業務の実績が証明できる書類を設計協議書に添付すること。

ただし、開発総面積が 5,000 平方メートル未満の開発地に対する給水に係る工事については、広島県水道広域連合企業団の入札参加資格者名簿に水道施設工事が登録された業者であって、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者が設計を行うことができるものとする。

配水管施主施行は、所長が別に定める工事特記仕様書に基づいて行わなければならない。なお、施工業者は広島県水道広域連合企業団の入札参加資格者名簿に水道施設工事が登録された業者であって、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者とすること。

8 水道施設の帰属

工事完了後、本工事によるすべての水道施設は、所長へ無償で譲渡すること。

また、本工事完了後、水道施設（給水装置を除く。）は、事務所に帰属するので引渡書を提出すること。

9 その他

本工事の施行について事務所が指示したことについては、速やかに履行すること。

10 申請者に対する条件

東広島 第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長

開発地給水申請について（回答）

年 月 日付けで申請の開発地に対する給水については、東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、この回答の内容を承諾したときは、開発地給水についての請書を提出した後、開発地配水設備金を納入してください。

- 1 給水申請場所
- 2 給水時期 年 月
- 3 給水量 $\text{m}^3/\text{日}$
- 4 給水方法
- 5 開発地配水設備金 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）
- 6 水道施設の帰属
工事完了後、本工事による全ての水道施設は、東広島事務所へ無償で譲渡すること。
また、本工事完了後、水道施設（給水装置は除く。）は、東広島事務所に帰属するので引渡書を提出すること。
- 7 その他
本工事の施行について事務所が指示したことについては、速やかに履行すること。
- 8 申請者に対する条件

東広島 第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長

開発地給水申請について（回答）

年 月 日付けで申請の開発地に対する給水については、東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認します。

なお、この回答の内容を承諾したときは、開発地給水についての請書を提出した後、水道施設の施工等に関する契約を締結すると同時に開発地配水設備金を納入するとともに、所長が指定する日までに事務関連費等を納入してください。

- 1 給水申請場所
- 2 給水時期 年 月
- 3 給水量 $\text{m}^3/\text{日}$
- 4 給水方法 広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）の給水方法による。
- 5 負担金 総 額 円
(取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)
(開発地配水設備金 円)
(取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)
(事務関連費等 円)
(取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)
- 6 負担金の精算
負担金は、設計図書作成後の設計額積算後速やかに精算し、精算によって過不足が生じた場合は、還付し、又は追加して負担すること。
- 7 工事の計画、設計及び施行

工事の設計にあつては、事務所が別に定める業務特記仕様書に基づき行い、設計協議については、契約の締結後に行うものとする。なお、設計業者は広島県水道広域連合企業団の入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務が登録された業者であつて、配水管布設測量設計業務の実績を有するものとし、配水管布設測量設計業務の実績が証明できる書類を設計協議書に添付すること。

ただし、開発総面積が 5,000 平方メートル未満の開発地に対する給水に係る工事については、広島県水道広域連合企業団の入札参加資格者名簿に水道施設工事が登録された業者であつて、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者が設計を行うことができるものとする。

配水管施主施行は、所長が別に定める工事特記仕様書に基づいて行わなければならない。なお、施工業者は広島県水道広域連合企業団の入札参加資格者名簿に水道施設工事が登録された業者であつて、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者とすること。

8 水道施設の帰属

工事完了後、本工事によるすべての水道施設は、所長へ無償で譲渡すること。

また、本工事完了後、水道施設（給水装置を除く。）は、事務所に帰属するので引渡書を提出すること。

9 その他

本工事の施行について事務所が指示したことについては、速やかに履行すること。

10 申請者に対する条件

東広島 第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団
東広島事務所長

開発地給水申請について（回答）

令和 年 月 日付けで申請の開発地に対する給水については、東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱第7条の規定による審査の結果、次の理由により承認できません。

承認できない理由

開 発 地 給 水 に つ い て の 請 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け東広島 第 号で回答のあった内容についてこれを承諾しますので水道施設の施工等の実施を申請します。

なお、申請者は、この工事に要する負担金総額 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。開発地配水設備金 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）及び工事負担金等 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。））のうち、開発地配水設備金を広島県水道広域連合企業団東広島事務所の発行する納入通知書により水道施設の施工等に関する契約の締結と同時に納入し、工事負担金等を指定された納入期日までに必ず納入します。

開 発 地 給 水 に つ い て の 請 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け東広島 第 号で回答のあった内容についてこれを承諾します。

なお、申請者は、開発地配水設備金 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）を広島県水道広域連合企業団東広島事務所の発行する納入通知書により、指定された納入期日までに必ず納入します。

開 発 地 給 水 に つ い て の 請 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け東広島 第 号で回答のあった内容についてこれを
承諾しますので、水道施設の施工等の実施を申請します。

なお、申請者は、この工事に要する負担金総額 円（（取引に係る消費
税相当額及び地方消費税相当額を含む。）開発地配水設備金 円（取引に係る消費
税相当額及び地方消費税相当額を含む。）及び事務関連費等 円（取引に係る消
費税相当額及び地方消費税相当額を含む。））のうち、開発地配水設備金を広島県水道広
域連合企業団東広島事務所の発行する納入通知書により給水施設の施工等に関する契約の
締結と同時に納入し、事務関連費等を指定された納入期日までに必ず納入します。

(事務所施行の場合において、施設用地の必要のない場合)

契 約 書

広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）と、

（以下「起業者」という。）は、 工事

（工事場所 ）について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 事務所は、 に給水するための工事（以下「工事」という。）を計画し、施行するものとする。

2 工事の施行範囲は、別添図面のとおりとする。

（負担金の支払）

第2条 工事に要する費用は、起業者が全額負担するものとし、その額は、概算負担金

円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。以下「負担金」という。）とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 開発地配水設備金 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 工事負担金等 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

2 事務所は、工事完了後精算し、過不足を生じたときは、前項の負担金を還付し、又は追加して起業者に負担させるものとする。

3 起業者は、事務所に対し、第1項の負担金のうち開発地配水設備金（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の全額及び工事負担金等についてはそのうちの 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）をこの契約の締結と同時に支払うものとし、事務所は、起業者がこの負担金を納入した後、工事に着手するものとする。

（施設の帰属）

第3条 工事による全ての水道施設は、工事の完了と同時に事務所に帰属するものとし、その後の維持管理は、事務所が行うものとする。

（疑義の解決）

第4条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、事務所及び起業者が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、事務所の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、事務所及び起業者が記名押印の上、

各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所
代表者 東広島事務所長 印

(起業者)

住 所

氏 名 印

(配水管施主施行の場合において、施設用地の必要のない場合)

契 約 書

広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）と、
（以下「起業者」という。）は、 工
事（工事場所 ）について次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 事務所は、 に給水するための工事（以下「工事」という。）を計
画し、起業者が施行するものとする。

2 工事の施行範囲は、別添図面のとおりとする。

(負担金の支払)

第2条 工事に要する費用は、起業者が全額負担するものとし、その額は、概算負担金
円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。以下「負担金」
という。）とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 開発地配水設備金 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額
を含む。）

(2) 事務関連費等 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額
を含む。）

2 事務所は、工事完了後精算し、過不足を生じたときは、前項の負担金を還付し、又は
追加して起業者に負担させるものとする。

3 起業者は、事務所に対し、第1項の負担金のうち開発地配水設備金（取引に係る消費
税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の全額及び事務関連費等についてはそのうち
の 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）をこの契
約の締結と同時に支払うものとし、事務所は、起業者がこの負担金を納入した後、設計
協議に着手するものとする。

(工事の施行)

第3条 起業者は、事務所が定める工事特記仕様書に基づいて工事を施行しなければなら
ない。

(施設の帰属)

第4条 工事による全ての水道施設（給水装置を除く。）は、工事の完了と同時に事務所
に帰属するものとし、その後の維持管理は、事務所が行うものとする。

2 起業者は、工事完了後、水道施設の引渡書を事務所に提出するものとする。

3 第1項の水道施設が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである
ときは、事務所は、起業者に対して相当の期間を定めて当該水道施設の修補を請求し、

又は修補に代え、若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。

- 4 前項の規定による水道施設の修補又は損害賠償の請求は、譲渡を受けた日から10年を経過する日又は同項の不適合を知った日から5年を経過する日のいずれか早い日まで、これを行わなければならない。

(疑義の解決)

第5条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、事務所及び起業者が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、甲の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、事務所及び起業者が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団

東 広 島 事 務 所

代表者 東広島事務所長

印

(起業者)

住 所

氏 名

印

(事務所施行の場合において施設用地の必要がある場合)

契 約 書

広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）と、
（以下「起業者」という。）は、 工
事（工事場所 ）について次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 事務所は、 に給水するための工事（以下「工事」という。）を計画し、施行するものとする。

2 工事の施行範囲は、別添図面のとおりとする。

(負担金の支払)

第2条 工事に要する費用は、起業者が全額負担するものとし、その額は、概算負担金
円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。以下「負担金」という。）とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 開発地配水設備金 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 工事負担金等 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

2 事務所は、工事完了後精算し、過不足を生じたときは、前項の負担金を還付し、又は追加して起業者に負担させるものとする。

3 起業者は、事務所に対し、第1項の負担金のうち開発地配水設備金（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の全額についてはこの契約の締結と同時に支払い、工事負担金等についてはそのうちの 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）を工事着手前までに支払うものとし、事務所は、起業者がこの負担金を納入した後、工事に着手するものとする。

(用地の無償譲渡)

第3条 起業者は、その所有に係る土地のうち、事務所が指定する場所に次の表に掲げる土地（以下「用地」という。）を整地の上、工事施行前に事務所に無償で譲渡するものとする。

用 地	面 積
ポンプ所予定用地	m ²
配水池予定用地	m ²
揚水、導水及び配水管路予定用地	m ²
計	m ²

- 2 用地の所有権の移転登記は、工事完了後速やかに行うものとし、これに要する費用は、起業者の負担とする。
- 3 第1項の無償譲渡後において、第三者から隣接する土地の境界等について異議の申立てがあったとき又はこれに関する紛争が起こったときは、起業者の責任において解決するものとする。
- 4 第1項の用地にかしがあるときは、事務所は、起業者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。
- 5 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、譲渡を受けた日から10年を経過する日又は同項の不適合を知った日から5年を経過する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(施設の帰属)

第4条 工事による全ての水道施設は、工事の完了と同時に事務所に帰属するものとし、その後の維持管理は、事務所が行うものとする。

(疑義の解決)

第5条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、事務所及び起業者が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、事務所の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、事務所及び起業者が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団

東 広 島 事 務 所

代表者 東広島事務所長

印

(起業者)

住 所

氏 名

印

引 渡 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
東 広 島 事 務 所 長 様

住 所
氏 名

次のとおり工事が完了しましたので引き渡します。

所 在	東広島市
物件の表示	
施行年月日	年 月 日

添付書類：位置図、配管図、公図の写し、土地及び建築物の登記事項証明書、道路占用権
譲渡申請及び河川占用権譲渡申請の受理通知書等並びに道路占用許可書（原
本）及び河川占用許可書（原本）等